

私たち こんな活動しています!

●法律相談センター運営委員会

【委員長】 赤塚 順一郎 (59期)
Akatsuka Junichiro



第1 はじめに

法律相談センター運営委員会は、市民の皆様が安心・信頼できる法的なサービスを受けられること、すなわち、市民の安心・信頼できる法的アクセスを確保することを目的とする委員会です。その活動は、大きく分けると各法律相談センター等の運営に関するものと、弁護士紹介センターの運営に関するものがあります。

第2 各法律相談センター等の 運営に関するもの

当委員会は、①都内各所に設置された法律相談センターや外部団体主催の法律相談の運営に携わっております。具体的には、②各法律相談センターの相談担当者を募集の上名簿を作成し、相談担当者の交代、欠席、遅刻等の対応など名簿の管理をしております。その上で、③事件の受任がある場合は、弁護士費用（着手金・報酬金等）の審査をして、④相談料や弁護士費用を受領した担当弁護士から負担金を収受しております。⑤相談者や依頼者から担当弁護士に対する苦情がある場合は、苦情相談窓口等に対応しております。それに加えて、デパート、自治体等外部団体との意見交換会を定期的に開催するなどして、市民に対する法的サービス拡充を図るべく活動しております。

1 当委員会が運営に携わっている法律相談センター等（広く相談を実施しています）

当委員会が運営に携わっている主要な法律相談センター等は以下のとおりです。

（東京三弁護士会で共同運営している法律相談センター）

- ・新宿総合法律相談センター
- ・霞が関法律相談センター
- ・蒲田法律相談センター
- ・立川法律相談センター
- ・八王子法律相談センター
- ・町田法律相談センター

（第二東京弁護士会が運営している法律相談センター※）

- ・四谷法律相談センター
 - ・デパート法律相談（東武百貨店・西武池袋本店）
- ※弁護士のプロフィールを見て相談担当者を選ぶことができる「弁護士アポ」で予約ができます。

（外部団体主催の法律相談）

中央区法律相談、大田区法律相談、足立区法律相談、新宿区クレサラ相談、荒川区クレサラ相談、千代田区クレサラ相談、東京商工会議所等

（島嶼部の法律相談）

開催回数は限られますが、以下の島嶼部での法律相談も開催しております。

- ・大島法律相談（東京三会で共同運営、月1回程度）
- ・小笠原法律相談（東京三会で共同運営、年6回程度）
- ・三宅島法律相談（東京三会で共同運営、年1回程度）
- ・島嶼部電話相談（当会単独で運営、月1回程度）
- ・神津島法律相談（当会単独で運営、年1回程度）

（その他臨時相談）

各自治体等から要請がある場合や、当委員会が企画して臨時の法律相談を実施する場合があります。最近、中野区役所において年1回無料の法律相談を実施しております。

2 各法律相談の名簿の作成・管理（ダブルチェックで信頼できる担当者を選任しています）

各法律相談の担当者は、島嶼部相談や臨時相談を除いて、年に1回当会の会員から相談担当者の募集をして、半期に1回法律相談担当者の実施名簿を作成します。

名簿の作成にあたっては、当会の「各種法律相談、弁護士紹介等担当者名簿に関する規則」により、最近懲戒を受けたことがないかなどネガティブチェックをします。また、当委員会において、研修の履修状況や苦情の申立状況など、独自のチェックもしております。そして、遅刻や欠席をした相談担当者については、事実関係を調査した上で、遅刻や欠席に正当な理由がない場合、注意文書を発出するなどして、信頼できる相談体制を目指しております。

3 あっせん手続（弁護士費用の審査です）

相談者は、弁護士会が行っている法律相談であるとの信頼を持って相談に訪れます。相談者の弁護士会に対する信頼を維持するため、相談担当者が受任するにあたって事件処理の内容、範囲や弁護士費用を明確にするなど、後に相談者と担当弁護士との間でトラブルが生じることをできる限り防止する必要があります。また、同種事案では、受任する弁護士の間で弁護士費用のばらつきを抑えなければなりません。そのため、相談担当者が事件処理を受任するにあたっては、あっせん手続（弁護士費用の審査手続）を実施しております。あっせん委員は、当会の「法律相談センターあっせん弁護士の報酬に関する細則」（報酬基準のようなもの）に基づいて、弁護士費用についての意見を述べます。

4 負担金の収受（弁護士会費の一つです）

法律相談センターの運営は、相談料の収入や受任した弁護士の負担金収入でまかなわれております。担当弁護士が継続相談を実施して相談料を受領した場合や、事件を受任して弁護士費用を受け取った場合は、担当弁護士から負担金を収受しております。負担金は弁護士会費の一つであり、未払いや未報告がある場合は、適宜督促業務を行っ

ております。

5 苦情相談窓口

（お客様相談センターのようなものです）

法律相談をした市民の方や依頼中の依頼者から担当弁護士に対して苦情が申し立てられることもあります。そのような場合、正副委員長が輪番制で苦情相談を担当しており、お話を伺い、事案によっては担当弁護士に苦情の内容等をお伝えすることにより適切な対応をしております。

第3 弁護士紹介センターについて

弁護士紹介センターは、国・公共団体その他公私の団体や個人からの依頼に対し、法律相談を行って事件を受任する弁護士、各種法律相談会の相談員や法律講座・講演等の講師となる弁護士、法律顧問となる弁護士を依頼者に紹介する業務を行っています。8つの特定分野（独占禁止法、法人倒産、知的財産権、税務、行政事件、事業承継、インターネットを巡る法律問題、渉外）については、あらかじめ実施名簿を作成し、依頼者の相談内容にふさわしい特定分野の実施名簿に登録された方の中から1名を依頼者に紹介しています。この候補者選別についても、先程の名簿規則と、委員会のダブルチェックをしております。

第4 まとめ

ウェブ上では弁護士のホームページや弁護士を紹介するポータルサイトが多数開設されてきており、以前に比べると市民の法的サービスへのアクセスは改善したように思われます。しかし、ウェブ上にあふれる多数の情報の中から、安心・信頼できる法的なサービスを選別できるかといえば、必ずしも容易ではないようにも思われます。そのような中、安心・信頼できるサービスを目指す弁護士会の法律相談センターの役割はいまだ重要であるように思います。市民の方には是非ご利用いただきたいですし、ご興味のある会員の方は是非、当委員会の活動に参加してください。